

# 短期入所サービスを利用する日数が認定期間のおおむね半数を超える利用に係る事前協議について

---

令和5年度 知多北部広域連合

# 基本事項

## 居宅介護支援運営基準第13条第21号

- 居宅サービス計画作成にあたっては、短期入所サービスの利用日数が、要介護認定の有効期間のおおむね半数を超えないようにしなければならないとされています。
- しかしながら、「おおむね半数を超えない利用」とは、在宅生活の維持という観点からの目安なので一律に適用されるものではなく、特に必要と認められる場合においては、認定有効期間のおおむね半数を超えて短期入所サービスを居宅サービス計画に位置付けることも可能となっています。
- そのため、短期入所サービスが認定有効期間のおおむね半数を超えて必要であると判断される場合は、事前協議書の提出をお願いします。

# 届出方法

以下の書類を利用者の住所のある市町介護保険担当窓口または知多北部広域連合給付係宛に郵送または持参してください。

必要書類（用紙はA4サイズに統一）

- 「短期入所サービスを利用する日数が認定期間のおおむね半数を超える利用に係る事前協議書」
- 居宅サービス計画書「第1表」～「第4表」の写し（暫定プラン含む）
  - ▶ 「第1表」は利用者へ交付し署名があるもの。
  - ▶ 「第4表」は短期入所サービス施設の担当者の出席または照会結果の分かるもの。
- 認定有効期間中に作成した全てのサービス利用票（別表を除く）
  - ▶ 宿泊サービスを連続して提供する日数が上限30日を超えた場合は、宿泊サービス提供期間の延長の是非を判断したことが確認できる記録を提出する必要があります。詳細は、「5 ケアプラン上の留意事項」をご確認ください。

# 届出期限

- 認定有効期間の半数の日を超える見込みが立った時  
⇒ 半数を超える1か月前を目安に
- 担当のケアマネージャーが変更となった時のケアプランを交付  
(作成・変更した)月の月末まで  
⇒ ケアマネージャーが変更してから1か月以内

# 協議で確認したい点

協議書の「具体的な理由」について、(1)~(4)の記載が必要となります。

具体的な理由	必要事項
(1) 本人の状況	本人にどのような疾患があり、どのような介護が必要かを記載してください。
(2) 同居の家族構成	全員記載してください。
(3) (2)に記載の家族が、介護対象者を介護できない理由	<del>同居家族全員について、</del> 介護をできない理由を記載してください。 例：「夫は認知症で介護が必要、長男夫婦は日中仕事、孫は学校」
(4) 短期入所サービス利用期限の設定（施設申込み状況等）	<del>いつまで当該サービスの利用が見込まれるかの具体的な期限を設定し、</del> 記載してください。 施設申込をしている場合は、申請年月日と施設名称を記載してください。

- ①利用者の心身の状況や同居家族の状況から、在宅生活が困難である。
- ②「入所の順番待ちである等」、当該サービスの解消が見込まれる目途が立っているため、今機械的にサービスを切ることが適切でない。と考えられる。



地域のくらしを支えあう介護保険

知多北部広域連合